

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名	復興庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和 7 年 3 月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。 ・ 特例措置の内容 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。		
関係条文	租税特別措置法第 40 条の 3 の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 12 条の 2 地方税法第 32 条第 1 項及び第 2 項、同法第 313 条第 1 項及び第 2 項		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。 特に、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。 (2) 施策の必要性 本特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。 特に、震災支援機構は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行っており、支援決定期間が令和 3 年 3 月末で満了しているが、これまで支援決定を行った先の私財提供の実行が令和 7 年 4 月以降も想定される。 「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 6 年 3 月閣議決定）に則り、震災支援機構による支援先の事業再生に全力で取り組むため、本特例措置に関しては、延長が必要。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」
		政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。 特に、震災支援機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。 特に、震災支援機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めるための環境が整備された。
	有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度1件（震災支援機構0件） 令和4年度0件（震災支援機構0件） 令和5年度1件（震災支援機構0件）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。 震災支援機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特性や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。 震災支援機構による被災事業者に対する事業再生支援については、これまで支援決定した事業者の再生に全力で取り組んでいるところ（令和6年6月末現在、747件支援決定、344件支援完了、403件支援継続中）。これにより、東日本大震災の被災地域の経済活動・雇用の維持に貢献しており、引き続き、支援継続中の事業者について、事業再生計画の完了まで円滑に支援していくことが期待される。
これまでの要望経緯		平成25年度要望（新設） 平成26年度要望（震災支援機構について措置） 平成28年度要望（拡充及び延長） 平成31年度要望（拡充及び延長） 令和4年度要望（拡充及び延長）